

第8章 環境学習及び啓発施設の検討

1. 環境学習及び啓発施設の考え方

近年のごみ処理行政において、環境学習及び啓発はその重要性を増しており、ごみ処理施設はその重要な情報発信基地としての役割も担う必要がある。

小中学生の社会見学における来場を主な対象者としつつ、全ての来場者に3Rを中心としたごみの減量化と再資源化への意識の高揚を図るものとする必要がある。

したがって、以下の見学者対応を行うこととする。

- ・ 見学ルート、見学者スペース、会議室等の設置
- ・ 学習用DVD、映写設備等の設置
- ・ バリアフリー対応
- ・ 大型バス駐車スペースの設定



図8-1 見学者スペースの例



図8-2 会議室の例



図8-3 バリアフリー対応の例

2. 常設展示

前述のとおり、常設展示は3Rの意識を高揚させる内容である必要がある。

(1) Reduce

Reduce(リデュース)とは、ごみとなるものを買わない、使わないことによるごみの排出抑制を指す。

代表的なものとしては、エコバッグの使用があげられ、その利用促進を促すような展示が考えられる。



図8-4 オリジナルエコバッグ販売の例

(2) Reuse

Reuse(リユース)とは、再使用によるごみの排出抑制を指す。

代表的なものとしては、使用可能な粗大ごみ等の展示と頒布等が考えられる。



図8-5 使用可能な粗大ごみ等の展示と頒布の例

(3)Recycle

Recycle(リサイクル)とは、原料等として再生利用することを指す。

熔融スラグ、または焼却残渣のリサイクル(エコセメント)やサーマルリサイクルとしての余熱利用の内容についての説明や以下の展示が考えられる。

- ・ 発電量の揭示
- ・ 焼却残渣、熔融スラグ、それぞれの再生利用内容の展示
- ・ 余熱利用状況の揭示



図 8 - 6 発電量の揭示の例



図 8 - 7 焼却残渣、熔融スラグ、それぞれの再生利用内容の展示の例

また、その他に、以下のようなリサイクルの展示が考えられる。

- ・リサイクルの状況(全国、県内及び対象区域等)の掲示
- ・コンポスト化容器利活用についての展示
- ・各品目別リサイクルの流れについての掲示や展示



図 8－8 リサイクルの状況の掲示の例



図 8－9 コンポスト化容器利活用についての展示の例

(4)施設についての情報公開及び情報発信

周辺の住民等の不安を解消し、施設の稼働についても安心していただけるように、施設について情報公開を行う。

- ・大気汚染物質等の連続測定値の掲示

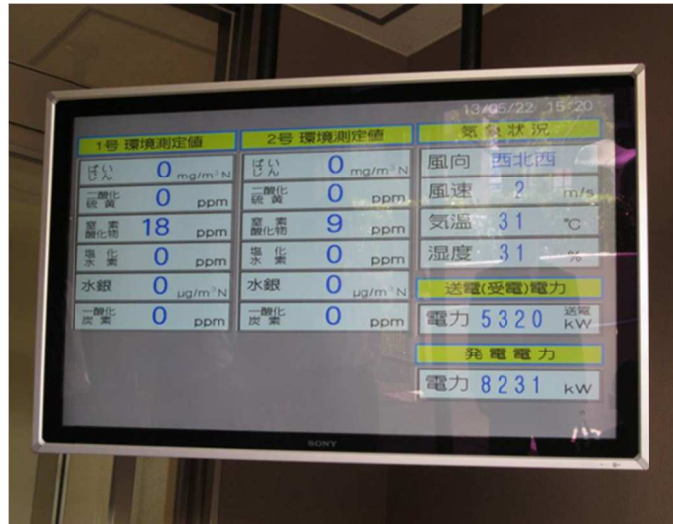


図 8-10 大気汚染物質等の連続測定値の掲示の例

(5)その他の常設展示

その他に広い意味での環境学習として、以下のような展示が考えられる。また、住民が親しみやすい施設運営を図るため、遊びながら学べる展示等の事例もある。

- ・太陽光発電(太陽光パネルの設置)
- ・屋上緑化
- ・環境関連書籍コーナーの設置や地域環境の展示等環境関連情報の発信
- ・児童等の環境ポスターの展示
- ・分別不適物の展示
- ・遊んで学べる展示



図 8-11 太陽光パネルの設置の例



図 8-12 屋上緑化の例



図 8-13 環境関連書籍コーナーの設置や地域環境の展示等環境関連情報の発信の例



図 8-14 児童等の環境ポスターの展示の例



図 8-15 分別不適物の展示の例



図 8-16 遊んで学べる展示の例

3. 環境学習及び啓発施設の基本的な方向性

前項「2. 常設展示」に示したのは、いずれも事例であり、今後その効果やニーズ及び費用等を考慮して、具体的な内容を決定することとする。

環境学習及び啓発施設の内容については、以下に留意して、決定することとする。また、環境学習施設等の内容についても検討を行うこととする。

また、環境学習、啓発施設について、NPOやボランティア等による住民主体の啓発展示の運営についても検討を行うこととする。

- ・住民の親しみやすさ
- ・社会見学機能
- ・住民に開かれた施設(施設の稼働状況やごみ処理の状況などの情報発信)



図 8-17 住民主体の啓発展示の運営の例